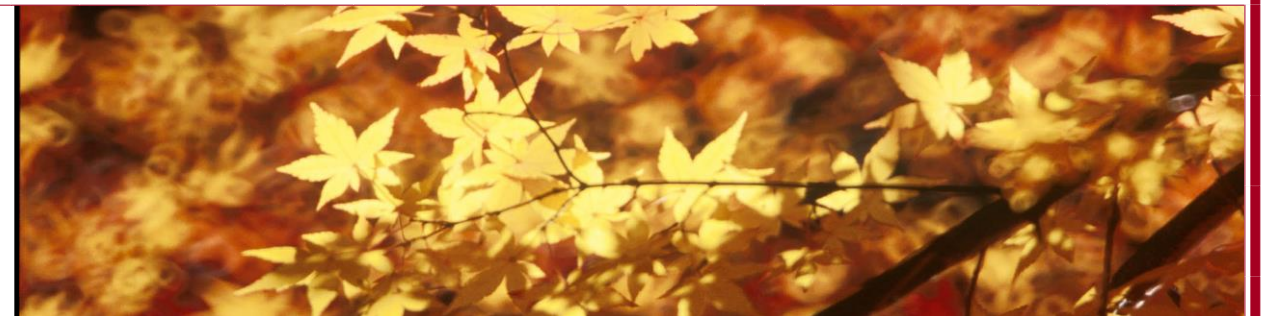




# ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階  
TEL : 045-450-6701 ( 平日 9:00 ~ 17:00 )  
FAX : 045-450-6706



## 【今月の一言】

先日、秋の事務所恒例イベント“社員旅行”で横須賀市にある無人島『猿島』へ行ってきました。緑に覆われた旧日本軍の要塞跡地は、ジブリアニメ「天空の城ラピュタ」の世界のようでした。



天候にも恵まれ、日頃の運動不足を反省しながら挑んだ長めのウォーキング後には、バーベキューも楽しむことができました。心残りといえば、横須賀海軍カレーをお土産に買って帰るのをすっかり忘れてしまったことでしょうか…。

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。  
(事務員 S)

## 建設業の労働時間上限規制に向けた対策は進んでいますか？

2024 年 4 月より、これまで猶予されていた建設業の時間外労働の上限規制が適用となります。

### ◆時間外労働の上限規制

上限規制後の労働時間は原則として月 45 時間、年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また、臨時的な特別な事情があり、労使が合意する場合(特別条項)でも以下を守らなければなりません。

- 時間外労働は年 720 時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について 2~6 カ月平均 80 時間以内
- 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは 6 回が限度

### ◆時間外労働の傾向に業種の差

建設業の時間外労働については、帝国データバンクの「建設業の時間外労働に関する動向調査」

(2023 年 8 月時点)によると、次のように建設業全体の時間外労働時間は前年を下回っているものの、以下のように業種により増加している実態もみられました。

### 建設業種の時間外労働時間 DI(※)

建設業	48.8
はつり・解体工事業	54.4
内装工事業	52.4
建築工事業 (木造建築工事業を除く)	51.8
鉄骨工事業	51.6

※ 時間外労働時間 DI とは、前年同月と比べた時間外労働時間の増減を 7 段階の評価で算出した値。DI は 0~100 の値をとり、50 超が増加、50 未満は減少を表している。

### ◆業種に応じた対策を

「建設業」としては 48.8(年平均でも 48 程度)で減少となっており、中には土木工事業(造園工事業を除く)で 44.8 といった業種もありますが、上に挙げた業種はこの 1 年を通して見たときも、50 を超えることが多いようです。

一口に建設業といっても業種により特徴があります。また、この調査結果を見ると、季節的な繁閑のタイミングにも業種の差があるようです。

来年 4 月 1 日まで残された時間は多くありません。それぞれの業種特性を踏まえ、時間外労働対策や時差出勤、テレワーク、時間年休といった取組みを早急に具体化していく必要があります。

一方、人材確保のためには、社内コミュニケーションを促進するなどの職場環境の改善も必要です。さまざまな課題がありますが、一つひとつ取り組んでいきましょう。

【帝国データバンク「建設業の時間外労働に関する動向調査(2023 年 8 月)」より

## 増加する「ビジネスケアラー」と介護離職防止対策

### ◆増える「ビジネスケアラー」

「ビジネスケアラー」とは、仕事をしながら家族等の介護を行う人を指す言葉で、経済産業省によると、2030 年をピークに 318 万人に達すると推計されています。また、これによる経済損失は約 9 兆 1,792 億円にのぼるともいわれています。

### ◆介護離職防止の企業向けガイドライン

厚生労働省は、会社員が家族等の介護で離職するのを防ぐ目的で、企業向けの指針をまとめると発表しました。この指針には、企業が介護休業や休暇制度、介護保険サービス等について対象従業員に周知させたり、外部の専門家と連携し、介護事業所に提出する書類作成を肩代わりしたり、相談窓口を設置したりと、従業員の介護離職を防ぐ取組みを促す内容が盛り込まれる予定です。

### ◆介護のための短時間勤務制度がある会社は約 8 割

人事院の調査によると、介護のための短時間勤務がある企業は 78.4%となっています。そのうち、短縮する週当たりの時間数の上限や、短時間勤務を行える期限の上限を設けている企業はいずれも 88%以上を占めています。

### ◆介護離職防止において企業が求められること

育児・介護休業法に基づいて、既に休業・休暇制度を設けている企業は大多数だとは思いますが、従業員に周知されていなかったり、運用がうまくいっていないケースもあるようです。今年度中にも、介護離職防止の企業向けガイドラインが整備される予定ですので、ガイドラインが出て慌てて対応することのないよう、自社

の制度をあらかじめ確認しておくといでしょう。

【経済産業省「介護政策」】  
【人事院「令和 4 年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要」】より

## 11 月の税務と労務の手続 【提出先・納付先】

- 10 日**
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付 [郵便局または銀行]
  - 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 15 日**
- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10 月 31 日の現況)の提出 [税務署]
- 30 日**
- 個人事業税の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
  - 所得税の予定納税額の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
  - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]